

公共工事 契約状況

町では、契約金額が1千万円以上の公共工事の契約状況について、次のとおり公表しています。

- 工事名
3・4・7海岸通舗装工事
- 請負業者
道路工業(株) 日胆営業所
- 契約金額
1269万円
- 工期
7月31日まで
- 工事現場
浜町付近
- 工事概要
基層 A=1940㎡
表層(車道) A=2200㎡
表層(歩道) A=704㎡
2区画線 L=540m

■申込み 北海道行政書士会
室蘭支部 (☎76・3538
担当後藤) / 役場住民課住
民・戸籍年金グループ (☎74
・3002)

■担当 ①増川 拓弁護
士(北海道みらい法律事務所)

相続手続き、遺言書の作成
や、契約手続き、また官公署
に提出する書類の作成などの
相談に応じます。事前の予約
は不要です。

■日時 8月19日(土) 9
時30分～12時

■場所 あぶた母と子の館
研修室

行政に関わるく らしの無料相談 会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

無料法律相談会 開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通
事故、消費者問題のトラブル
などの相談に応じます。
必ず2日前の17時まで
前予約してください。定員
(3人)になり次第締め切
ります。

■日時 ①7月20日(木)
②8月3日(木) 13時30分～

15時

■場所 ①虻田ふれあいセ
ンター②観光情報センター

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証(被保険者証)の一斉更新～

■問合せ
北海道高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)
住民課国保・医療グループ
(☎74-3002)

■保険証が新しくなります

現在使用している保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証を使用してください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課国保・医療グループまで申し出てください。

新しい保険証は黄色です



■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する人は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは、橙色の減額認定証を使用してください。

新たに必要となる人は、次の交付要件に該当することを確認の上、住民課国保・医療グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する人

| | |
|-----|---|
| 区分Ⅱ | ●世帯全員が住民税非課税である人 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人 |
| | ●世帯全員の所得が0円の人 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の人) |
| | ●高齢福祉年金を受給されている人 |

新しい減額認定証は橙色です

■医療費通知を全受信者へ送付します

広域連合では被保険者の皆さんの医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さんへ送付します。発送日は、9月下旬と3月下旬の年2回です。

| 受診年月 | 診療を受けた医療機関等 | 診療区分 | 日数 | 医療費総額 | 自己負担額 |
|--------|-------------|------|----|--------|-------|
| H29年1月 | 〇〇病院 | 医科外来 | 1 | 18,000 | 1,800 |
| H29年2月 | ××薬局 | 調剤 | 1 | 10,000 | 1,000 |
| 合 計 | | | | 28,000 | 2,800 |

※確定申告(医療費控除)のときの添付資料としては使用できません。
※この通知は皆さんの受診状況をお知らせするもので請求書ではありません。